

建設発生土の民間利用受入候補者名簿掲載希望者の公募要項

この公募は、島根県雲南県土整備事務所(以下「県土事務所」という。)の実施する事業で発生する建設発生土(以下「発生土」という。)を受け入れる民間工事受入候補者名簿への掲載希望者を公募するものです。

この候補者名簿から、県土事務所が受け入れ先候補者を選定し、調整が整ったものについて、発生土の利用を行うものです。

発生土の民間受入候補者名簿への掲載を希望される場合は、この公募要項に基づき応募して下さい。

- 1 公募の名称 建設発生土の民間利用受入候補者名簿掲載希望者の公募
(令和7年度雲整第1762号)
- 2 公募期間 公募情報掲載日から公募情報が削除されるまでの期間とする。
- 3 建設発生土搬出工事情報(工事名等、工事場所、搬出土量、土質、搬出予定時期)
「様式1-1 雲南県土整備事務所建設発生土搬出工事一覧」による
- 4 公募条件
 - ① 建設発生土の受入料は無料とする。
 - ② 発生土搬出工事から受入候補地までの、運搬距離の上限は50kmを原則とする。
 - ③ 搬出側が負担する費用は、土質試験、積み込み、運搬等とする。
 - ④ 但し、受入側が運搬を行う場合、当該費用は受入側の負担とする。
 - ⑤ 受け入れた建設発生土を、そのまま売却してはならない。なお、利用者において、改良、粒度調整等を行なった上で、製品として販売することは可能である。
 - ⑥ 「様式2-1 建設発生土の受入利用者絞込評価基準及び利用調整事項」のうち、評価基準の要件を満たすこと。なお、確約書(様式3-2)の事項を満たさなくなった又は違反した場合、応募者要件を満たさなくなった場合は、手続きや進捗状況にかかわらず、手続きの取り消し又は搬出の取りやめを行うことがある。
- 5 応募者要件
下記のいずれかであり、加えて共通要件1)～4)のすべてを満たすこと
 - ・島根県の入札参加資格保有者であり、申請期間中に指名停止の処分を受けていない事業者。
 - ・島根県から碎石法または砂利採取法の認可を受けた事業者、もしくはそれを構成員とする団体。

- ・「島根県土地利用対策要綱」(昭和 60 年 4 月 1 日島根県告示第 330 号、以下「県土地要綱」という。)第2条第1項(1)に該当し、第6条に規定する開発協議を行い、第8条に規定する土地利用調整会議を経て必要な許可等を得た、又は許可を得ることが確実な工事の事業者。
- ・市町村が設置する調整会議を経て、必要な許可等を得た、又は許可を得ることが確実な工事の事業者。
- ・発生土の受入について、書面で土地所有者等権利者の同意を得ていること。

共通要件

- 1) 県税の滞納がないこと。
- 2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 3) 会社更生法、民事再生法の対象者でないこと。
- 4) 引き取った発生土を県内で利用すること。
- 5) 確約書(様式3-2)を提出し、内容を遵守すること。

6 応募から利用までの流れ

- ①建設発生土の利用を希望する者は、申込書(様式3-1)により応募する。
- ②県は、応募者について、4、5の要件を満たしているかどうか確認する。なお確認のため、応募者に対しヒアリングを行うことがある。
- ③応募者が複数ある場合は別添公募条件に記載の評価基準(様式2-1)により優先順位をつけ、調整を行う。
- ④調整の結果により、利用先を選定し、選定通知(様式3-4)により通知する。通知後、速やかに利用協定を締結する(搬出時期等の違いにより複数の応募者と協定を結ぶ場合がある)。
- ⑤利用先とならなかった応募者には不選定通知(様式3-5)により通知する。

なお、利用協定締結から実際の工事(掘削)までに時間を要するため、この間に、協定内容の変更に関係する事象が生じる可能性がある(例として県側では、予算措置状況や用地買収の進捗により工事開始時期が遅れる等)。

- ⑥協定内容の変更に係る事象が生じた時は、随時協議を行い、協定の変更を行う。利用者が変更協議を行いたい場合は、変更協議書(様式3-7)により届出る。
- ⑦利用者は、建設発生土の利用を辞退したい場合は、辞退届(様式3-6)を提出する。なお、正当な理由がなければ辞退は認めない。
- ⑧詳細な工事スケジュールと工事内容が定まる時期(工事発注直前に近い時期を想定)に、確定した工事計画を反映し、必要に応じて協定書の変更を行う。

7 公募方法

提出方法 下記の提出先に「申込書(様式3-1)」を郵送もしくは持参により提出
提出先 〒699-1396 島根県雲南市木次町里方531-1
島根県雲南県土整備事務所 企画調整スタッフ
TEL 0854-42-9682 FAX 0854-42-9653

8 質問方法

応募にあたり質問がある場合は、下記により質問すること。質問に対する回答は、ホームページに掲載する。この場合、質問者名等は公表しない。なお、応募と関係のない質問又は質問の意図が不明な場合は、回答しないことがある。

質問方法 7の提出先に質問書(様式3-3)を郵送もしくは持参により提出

9 その他

- ①利用先に決定した場合は、ホームページにより公表する。
- ②公募に関する経費は、全て応募者の負担とする。
- ③申込内容について、問合せをする事がある。
- ④候補者名簿に掲載されても、受入先に選定される事を確約するものではない。
- ⑤雲南県土事務所と受入候補者との利用調整が整っても、雲南県土事務所の都合により協定を締結しない場合がある。この場合、受入候補者の被った損害を雲南県土事務所は負担しない。